

山陰新聞 明治廿七年一月十四日 火曜日 第二千四百十五号

漁船改良九の結果

鳴岐國西郡共に漁船改良は曾て鱈釣漁業獎勵の爲め
告げられたるものヨーマニ水が調整ハ山口縣阿武郡 原田儀
五前元の手足成れり元来該船ハ同縣にて鱈漁業に用ひ
遠く朝鮮近海の虫漁に從事せらば其構造堅牢ヨーマ
風浪を凌ぐ事便ならんと此の船遠く及へざる所なるを以て在
改良漁船の名譽を博し鱈釣の實に此船を摸範とする本縣内
於て風の鱈漁の必要を感じ大勤勉に仕事ナリ一か未だ充分の充達
を見得能ハざるを得あり客歲後岐國知夫郡上賀村貢野哲
太前元八該船を借受ケ試み朝鮮國鬱陵島(又山島とも云
ふ)航行せんと水夫二名外二名ノ舟組にて帆セイか此日ヤ
東北風ヨーマ海上風波荒々殊ニ北國通の大船すと帆見合
セ居る有様なり夫水より漸次天氣模様悪シくなり風波益々
猛烈ヨーマ怒涛ハ屢々船中子浸入し水夫ハ青年船乗業者

就練し且つ膽勇の間にある者なるを以て此處にて平素の技術と尽すべき所なれば死の力を盡して海上遠く八十餘里の間風波の難を凌き五日の日數を経て渡海したる其間劇浪の侵入せること數十回なるを知らず然れども船体一ノロ損耗外も無く一同悉くなく到着したり是れぞ改良船の成績也かと島風ハ云合へりと

2.

山陰新宿 明治廿七年二月十一日曜日第二千四百四十四号

朝鮮竹島探検（松江佐藤紅水生技）

客歲水產上品開示道役國各處材料歷之際偶之于島去航の議あり余兼ねて遠海蘆葦の必要在感じ常ニ薪草一居るシ未だ其葉を果たるを憾めり依て茲の端緒を開かんと欣然其の御擧手を賛成シ奮つて準備の着手す遂に漁夫其他乘組員、十一人にて船を繕ひ六月四日島前解纏島後福浦港の順風を得同月廿四日を以て出帆一丸リ元来我一行の乗組める船ハ錦鉢子を使用するものにて船体差程堅牢なる加小る糧食器具等充分の積荷せるを以て船員と船中生活づ僅かの居處を存するのみ故この船ハ吃水線より露出する尺餘なり之を以て一島海上平穩を祈り

千島ハ直岐より西北八十餘里の洋中に孤立し船を駆する五十餘里乃至る頃ろ一トの孤島あり俗之れをリテコ鳥と云ふ其周圍凡そ一里許リコ一マニケの島嶼より或少り此島の海獸海蠻

捕鳥一數百頭を以て數小へく其叫聲喧囂たり宣しく此近海
ハ鯨族の群遊ありて實に無比の捕鯨場たり鯨種ハ元の
調査を遂げずするも又ノ分長須半頭ならん之れ至捕小ろすは達
洋漁業の仕様より漁船或ハ帆船の補助を仰ぐるあらざれば
能ハざるへし此より三十餘里を隔て、竹島あり潮流す就て曰
ハんヨウランコ島ハ寒暖海流の埠島爾とて可な子へ也何とな
れサ日本領海より北之島まで暖流即ち黒潮の支流す一ノ以
北は寒流即チ東洋流の流域なり益シ暖流ハ北赤道流を源と
一其一支流臺灣の東を流れ舟體島の沿い分歧して其本流は大
平洋の方に向ひ支流体ハ九州の西端より対馬海峡より日本海
入る寒流は阿蘇科海の北西より東り黒龍江の前面を過ギ日本海
海の西の半分を流る、派なり鯨族のリランコ近海より去沒する
即ハヤハ寒流暖流の相交る處ヨリノ海水の密度能く其群遊を端
するなり

六月廿七日(太帆より)四日用一千鳥を距る凡そ一里餘の沖より逆
風變レ次々強風となり波浪ハ益々動搖一マニ重々船中に入

す利ハ降西瀬々ヨリ船中一層困難を嘗ヘたり殊子積
荷の間合ひの一つ可時海中へ投棄する、不幸又至らんと竟倍至
極め愈々島本の近くに隨て風向益々盛を逐ふシ加之シ更シを吹
き船を傾け殆ど轉覆するかと疑ふ計、なり一モ幸フ一モ難を免
かたり斯く其外の荒氣の過ヘたる爲め豫想の港に入ること能へず
辛ふ一ノ着鳥一たり

本島ハ八道中の一たる江壹道に屬する島嶼ヨリ本名立敷陵島
と云小本邦人せよ島と稱す内地なる十駄於より車三百五十幹里
(朝鮮の一里ハ我が三町五十一間餘ト當る)の處ニ位シ風順なし
近走朝鮮政府ハ人民を移住せしめ今は三百餘戸の者ヨリ度
す又其毎年ヨリの移住戸ありて開拓の從事せり

島の周圍十三三里ヨリ全島率く十駄より車三百五十幹里
唯大僅かニ溪谷の地稍や平地の状を有せるのみ故ニ耕地ハ少
のナホ一ノ田地無く最最も樹木ヨ高ケ就中標の良木ありと雖モ半
十數年前より本邦人等々伐木の事リ猶勿更利の地ハ伐採し盡

いたるの有様なり一も未だ少中生を良材とえしからず、周辺
海岸は断崖石礫と一マ塔湾の急しく只東南一小港あるのみ
此地を洞道と云ふ
氣候ハ冬季寒威烈コートア寒露を度也。皮大衣、粗布
木其最也。春季四月後迄止シ上雪を頂く夏季ハ日中極暑
八十七八度ヨード朝暮ハ恰も初秋の如く清涼せ夏ヘリ
鳥民の屋ハ絲ナヨード而無隙を凌ぐ足了ヘキ粗屋ト之其
最嚴も不完全なるハ樹枝を堆積一庵の如く其内ニ構木故
外見甚華を積ナレ處かと思ヒリ土人ハ健實、溫柔眞朴ヨード
丁耕作を專業とする漢菜ハ經々て從事するものなく全く知ナラ
モウ、如レ只大和布は鳥民の主食物盛リア盛リ之を採取シ
之小春く内地へ輸出テ其價貴く又大税金の代入用有ナリ外事
風俗の特有異なるハ夫婦の別ありと長幼序ありと云フ
の教を慕ふか如ク其例を云ハん。中年以上の家屋ハ數多ナル宣
門ノ内ノ其内男室と婦人室とありて各店を営ムナ婦人ハ男子の親
愛なる朋友と雖モ語を交ゆる無く又大絶テ近づくるニトを禁す
なり

るもの、如シ朝鮮人ハ概一マ喫煙を嗜むモコトニキハ野外
ヨガニ耕作ノ從事するとキ銭五手シナカニ煙草を喰ひて土を
耕すが如キハ奇なり又た昌者を尊敬するの風ありマ面前ニ喫煙
を許すを憚り必シナ背後ニ隠て喫す父母の前モ亦然リ又朝鮮人
は身体の下部を露すを嫌ひ駄むの風あり故ニ本邦人の彼地丁
至るもの先づ注意すヘキハ婦人丁遠ナカニ脚部を露ハカラ様
常ニ股引を身ナス有ナリ之彼國人の大の感情の関するを以テ
なり

本島の管理ハ鳥司ありマ全島を統轄一又大各處ニ執事と稱
するものを置き令轄すハ恰モ日本の組長シナシハ土着の
モウ島中三人ありル年朝鮮内地ヨリ舊三月より五月まゝ官吏
派去す此官吏は該國政府ヘ三ヶ月向後何の税金を納め着島の
上ハ次ヨリ島民より物産を以テ税を徴收し官吏ハ之を内地の轄
送シマ利益の收入を得ラモナリと故ニ往々苛酷ニ譯税するを
以テ内税ヨリ派出が官吏を見るに獨り如レ又大官吏は固ナリ公共
の精神なく自己の利益を謀るに汲ムナリ

島地を希望するを見る「先づ山林へ火を放てて焼き其灰燼と
なろを待て鋤鋏を施して播種する故に土壤は良沃にて未だ曾
肥料を施すが如キニとなし作物の生なるもハ麥大豆コトハ又
は島民の常食たり

水産物ハ大半を生糸を賣すへキものあり其主なる西ノ類ハ鮑、鰐、
鰯、鮭等オーテ介類ハ鮎、貼鼻貝、牡蠣なり藻類は海藻、天草、
アラメ、カシメ、シロ、羅、云々等なり就中鮑の如きは頗る著殖せらる
以テ數年前三前より九州地方より株鮑の來リ頗る利潤を得て而
帰ると云ふ亦鮑観の來航あり

此地は明治廿三年日本朝鮮兩國間の訂約によりて成りたる通商の
規則の範圍内なるを以て我が領船ハ該規則に基き去穫すを
得るトヨリ漁業上大大便益あつ候了日本海は孤立一我が縣一
とハ最も近接せるの便ありて彼の九州地方の比よりテ風の順なる
を待て一帆彼の地に達すべく斯る地位を占むる五ヶ地方の如キハ沿
海漁業に致々と一マセの好漁場よ當因せず其始息ヨシガスると
モハ徒々該地方の漁夫の利を獲テシラバを以て奮めて此年ヨリ利する

朝鮮近海に去漁一商人丁漁業者從事せし國家經濟を益す
一と為向之